

高齢者法の研究を進めたい

関 芙佐子

高齢者の介護で大変なことは色々あるが、「下の世話」がしんどいという話を聞く。びしょびしょになった臭い床を掃除し、何度も洗濯機をまわす。認知症が進むと、おむつを脱いで尿や便を撒き散らしてしまうだけではなく、汚いという認識が薄れるものの手についた便は気持ちが悪いため、それを壁になすりつけたりする。これを弄便という。専門家の介護士でも介助が大変ななか、家で介護する家族は疲れ果ててしまう。家族も大変だが、粗相をして、時として怒られる高齢者本人もつらいであろう。

誰でも迎えるこうした将来を少しでも明るくしたい、そのための法制度を整備したいと研究が続いている。それぞれが、自身の認知機能が衰えたときの生活について計画し、準備できたら、本人も家族も幸せかもしれない。便が汚いと認識できずとも、自分が不快に感じる前にトイレに行けるサポート体制は人的・物的コストがかかるが、これを金銭的に支えらるとともに、自身の意思を尊重する法制度を準備できたらよいだろう。しかし、要介護状態が長らく続きかねないという老後の生活像は、寿命が延びたことで生じた新しい現実であり、自身の将来の姿として想像するのは難しい。もちろん、我々が80代・90代のころの社会は、今とは大きく異なりうるため、自身の将来像は誰にも想像できない。とはいえ、普段から継続的に準備していくならば、自身が望む老後を過ごせるかもしれない。世界的にも高齢社会の先進国となった日本には、様々な知見が蓄積されつつあり、それを活かしていきたい。

人生100年時代、何歳まで働けば老後も好きなものを食べたり飲んだりできるのか。要介護状態となっても快適に生活するに足るお金を貯められるのか。

わたし自身は、できるだけ長く働かないと難しいかもしれないと、定年が70歳であることに惹かれて昨年春に神奈川大学に異動した。とはいえ、働けなくなったときに年金は充分あるのか。大病にかかっ

たら医療費は大丈夫か。介護保険は十分な内容か。社会保障法を研究するなかで、より良い法制度のあり方を悩んできた。しかし、自身が研究する社会保障法のみでは、次のような課題は十分に解決できない。例えば、認知症になったら成年後見が必要かもしれない。より使いやすい見守り契約を社会福祉士や弁護士と結んだ方がよいのだろうか。頼れるご近所さんがいるコミュニティを作るのも大切だろう。土地や財産をもっていたら整理した方がよいのか、相続まで待つのか、事前に贈与するか。または、自身の意思にそって財産を活用できるよう信託を組成するか。会社を経営していたら、事業の承継はどうするのか。認知症がすすみ、万引きをするなど罪を犯してしまったら、どうしたらよいのか。終末期の医療や介護は、自身が望む形で進められるのか。

年金・医療・介護といった高齢者をめぐる法政策は、社会保障法以外の分野の研究者や実務家などと一緒に多様な視点を交えて検討すると、より良い改革が可能となろう。例えば、年金の支給開始年齢と定年年齢は、長らく連動しながら上がってきた。シニアの多くが働きやすい労働法制を同時に整備しなければ、高齢社会に耐える年金制度に改革したくとも、年金の支給開始年齢のみをあげられない。認



知症の高齢者のケアについて医療や介護法制を検討する際は、その意思決定のサポート方法を研究してきた民事法の知見が欠かせない。高齢の受刑者が増えつつある刑務所では、刑事政策のみならず、高齢者を支える社会保障政策が必要となる。そして、実務家の知見がなければ、机上の空論となりかねない。

このように、さまざまな人たちの連携研究なくしては、高齢者のためのより良い法政策を築くのは難しい。そこで、高齢者をとりまく法的課題に的を絞り、様々な法分野、さらには老年学といった他分野や実務家とも連携しつつ研究を進める「高齢者法」という法分野がアメリカで誕生した。この高齢者法を日本でも確立できないかと研究を始め、様々な分野の研究者や実務家と連携する高齢者法研究会を立ち上げた。しかし、高齢者法という法分野は必要なく、既存の法分野で高齢者をとりまく法的課題を解決すれば充分だろうという声もある。そこで、なぜ高齢者に特化した法分野が必要なのか、その理由を考えている。

高齢者の課題に特化した法分野である高齢者法の必要性は世界的にも問われている。さらには、高齢者法という法分野だからこそ、その答えが見いだせそうな問い、例えば、年齢差別が人種差別や男女差別とどう異なるのかといった問いについても、明解な説明は見当たらない。今後の研究者人生のなかで、新しい法分野である高齢者法を確立できるのか。高齢者法により、今まで明解に説明しきれてこなかった問いへの解答を見出さうのか。時間はあるようで、足りなさそうでもある。その時々を大切にしながら、心機一転、しっかりとした研究を神奈川大学で進めていきたい。

現在、力をいれており、学生と一緒に探っていきたいことに、地域のつながりづくりもある。身近な地域で、ちょっとした助け合いができる環境があるかどうかは、高齢者にとってより重要であるからだ。倒れたときに、「今日は見かけないけれど、どうしたのかしら」と気にかかるお隣さんがいて、緊急時に発見される可能性があれば、孤独死の危険性は減るかもしれない。日々の買い物や散歩のときに挨拶したり、お喋りするご近所がいて、お互いを気にかけて、助け合う関係性が高まりうる。シニアが外で遊ぶ子どもを気にかけて優しく見守る環境ができれば、子育てする世帯にとってありがたい。こうした、つながりのある地域は、災害時にも力を発揮する。

お互いを気にかけて、助け合う関係性のある地域は、安心感のある暮らしと活躍の場を創り出す。政府は、地域共生社会を実現しようと唱えているが、地域のつながりづくりは難しい。そこで、神奈川大学の法学部のゼミナールに加えて、2024年4月から始まる政治学特講ⅡとⅢでは、都会のマンション群でのコミュニティづくりを学生と一緒に模索する。学外の横浜国立大学の学生とも一緒に、どうしたら都会においてつながりをつくれるか、地域の方々とともに考えている。学生のみなさん、一緒に地域に出て現場から学んでみませんか。

(法学部教授)



高齢者法研究会の活動について、HP「高齢者法Japan」をご覧ください。(左記QRコードから)